

風連町・名寄市合併協議会協議状況

合併協議項目	提案日	承認日	協議状況			承認事項
			(協議会)	(基本小)	(新市小)	
基本的協議事項(A)						
合併の方式 A - 1	H16.5.12	H16.6.28		○		新設合併とする
合併の期日 A - 2	H16.5.12	H16.6.28		○		平成18年3月31日とする
新市の名称 A - 3	H16.5.12			継 続		
事務所の位置 A - 4	H16.5.12			継 続		
財産の取り扱い A - 5	H16.5.12	H16.6.28		○		財産は新市に引き継ぐこととする
合併特例法に定める協議項目(B)						
地域審議会及び地域自治組織等の取り扱い B - 1						
議会議員の定数及び任期の取り扱い B - 2	H16.6.1	H16.8.11		○		在任特例を使用し、定数は26名とする 風連町(8人) 名寄市(18人)
農業委員会委員の定数及び任期の取り扱い B - 3	H16.6.1			継 続		
一般職の職員の身分の取り扱い B - 4	H16.7.29					
一部事務組合等の取り扱い B - 5						
地方税の取り扱い B - 6	H16.7.29					
その他必要な協議項目(C)						
特別職等の身分の取り扱い C - 1	H16.7.15			継 続		
条例・規則等の取り扱い C - 2						
事務機構及び組織の取り扱い C - 3						
町字区域及び組織の取り扱い C - 4						

協議項目

基本的協議項目

A - 3 新市の名称

A - 4 事務所の位置

合併特例法に定める協議項目

B - 3 農業委員会の定数及び任期の取り扱い

(7月2日と8月30日、両農業委員会で協議が行われた。農業委員会での協議結果を尊重し決定することとしたい。)

一般的な調整方針の例

・新市に1つの農業委員会を置き、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例による法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

B - 4 一般職の職員の身分の取り扱い

一般的な調整方針の例

- ・2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- ・職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- ・職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。
- ・給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。

B - 6 地方税の取り扱い

一般的な調整方針の例

- ・2市町で差異のある税制については次のとおり取り扱うものとする。
 - 都市計画税については、 の例による。ただし、旧風連町に係る用途地域指定を平成22年度までに行うよう、新市において調整する。
 - 軽自動車税及び法人市民税については、 の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市町の例による。
 - 個人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納期は、 の例による。

その他必要な協議項目

C - 1 特別職の身分の取り扱い

一般的な調整方針の例

市長のほか、常勤の特別職として助役(副市長)、教育長を置く。

ア 任期は、各法令の定めるところによる。

イ 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。

報酬額は、現行額をもとに調整する。

審議会・委員会の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 現に両市町に設置されており、新市においても引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。

イ 一方のみに設置されているものは、新市において速やかに調整する。

ウ 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。

その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

C - 5 慣行の取り扱い

一般的な調整方針の例

市章、市の木、花、鳥、技などは新市において調整する。

市民憲章及び各種宣言については、新市において検討する。

国内外との交流事業は、新市において調整する。

名誉市・町民、市・町民荣誉賞、文化賞及び功労賞については新市において継続する。

出初式や成人式など、各種式典は新市において調整する。

C - 6 国民健康保険事業の取り扱い

一般的な調整方針の例

賦課方式及び任意給付制度は 〃 の例による。ただし、賦課の方式については合併年度及び翌年度に限り、合併特例法第10条の規定を適用し、それぞれ旧市町の例による。なお、新市において速やかに国民健康保険運営協議会を設置し、賦課方法の検討を行い、合併する翌々年度より新保険税額を適用するものとする。

C - 7 介護保険事業の取り扱い

保険料及び給付の制度については、合併年度及び翌年度に限り合併特例法第10条の規定を適用し、それぞれ旧市町の例による。なお、新市において速やかに介護保険事業計画を策定し、合併の翌々年度より新しい事業計画に基づいた制度を適用する。

風連町・名寄市軽自動車税税率比較(平成16年度当初)

(千円)

		風連町(現行)			名寄市(現行)			風連町(名寄市に合わせた場合)			名寄市(風連町に合わせた場合)			
		台数	税率	税額	台数	税率	税額	台数	税率	税額	台数	税率	税額	
原動機付自転車	50cc以下	375	1,000	375	821	1,200	985	375	1,200	450	821	1,000	821	
	50～90cc	22	1,200	26	49	1,400	69	22	1,400	31	49	1,200	59	
	90cc～	18	1,600	29	68	1,900	129	18	1,900	34	68	1,600	109	
	ミニカー	1	2,500	3	2	3,000	6	1	3,000	3	2	2,500	5	
軽自動車及び小型特殊自動車	一般	二輪車	63	2,400	151	346	2,800	969	63	2,800	176	346	2,400	830
		三輪車	0	3,100	0	0	3,700	0	0	3,700	0	0	3,100	0
	乗用四輪	営業用	0	5,500	0	0	6,000	0	0	6,000	0	0	5,500	0
		自家用	444	7,200	3,197	2,206	8,600	18,971	444	8,600	3,818	2,206	7,200	15,883
	貨物四輪	営業用	0	3,000	0	40	3,600	144	0	3,600	0	40	3,000	120
		自家用	808	4,000	3,232	1,337	4,800	6,418	808	4,800	3,878	1,337	4,000	5,348
	雪上車	1	2,400	2	5	2,800	14	1	2,800	3	5	2,400	12	
	農耕用	2,124	1,600	3,398	1,096	1,900	2,082	2,124	1,900	4,036	1,096	1,600	1,754	
	特殊作業車	91	4,700	428	200	5,600	1,120	91	5,600	510	200	4,700	940	
二輪小型自動車	80	4,000	320	371	4,800	1,781	80	4,800	384	371	4,000	1,484		
合計調定額		4,027		11,161	6,541		32,688	4,027		13,323	6,541		27,365	

税額増加 2,162 税額減少 5,323

風連町・名寄市法人市民税均等割税率比較(平成16年度当初)

(千円)

	風連町(現行)			名寄市(現行)			風連町(名寄市に合わせた場合)			名寄市(風連町に合わせた場合)		
	税率(円)	法人数	税額	税率(円)	法人数	税額	税率(円)	法人数	税額	税率(円)	法人数	税額
1号法人	3,000,000		0	3,600,000	3	10,800	3,600,000		0	3,000,000	3	9,000
2号法人	1,750,000		0	2,100,000	1	2,100	2,100,000		0	1,750,000	1	1,750
3号法人	410,000		0	492,000	67	32,964	492,000		0	410,000	67	27,470
4号法人	400,000	1	400	480,000	3	1,440	480,000	1	480	400,000	3	1,200
5号法人	160,000	4	640	192,000	39	7,488	192,000	4	768	160,000	39	6,240
6号法人	150,000		0	180,000	7	1,260	180,000		0	150,000	7	1,050
7号法人	130,000	21	2,730	156,000	136	21,216	156,000	21	3,276	130,000	136	17,680
8号法人	120,000		0	144,000	2	288	144,000		0	120,000	2	240
9号法人	50,000	49	2,450	60,000	375	22,500	60,000	49	2,940	50,000	375	18,750
税額合計			6,220			100,056			7,464			83,380

税額増加

1,244

税額減少

16,676

風連町と名寄市に事業所がある法人

事業所名	風連町	名寄市	現行納付額	合併後	合併後納付額	差 額
*****	9号	9号	110,000	9号	60,000	-50,000
*****	7号	6号	310,000	6号	180,000	-130,000
*****	5号	4号	640,000	4号	480,000	-160,000
*****	7号	7号	286,000	7号	156,000	-130,000
*****	7号	7号	286,000	7号	156,000	-130,000
*****	7号	7号	286,000	7号	156,000	-130,000
*****	9号	9号	110,000	9号	60,000	-50,000
*****	9号	9号	110,000	9号	60,000	-50,000
*****	9号	9号	110,000	9号	60,000	-50,000
*****	7号	7号	286,000	7号	156,000	-130,000
*****	7号	7号	286,000	7号	156,000	-130,000

-1,140,000

合併後に組織の統合が予定されている法人

	風連町	名寄市	現行納付額	合併後	合併後納付額	差 額
*****		9号	60,000	9号	60,000	-50,000
*****	9号		50,000			
*****		7号	156,000	7号	156,000	-130,000
*****	7号		130,000			
*****		9号	60,000	9号	60,000	-50,000
*****	9号		50,000			

-230,000

合併後に統合される法人

	風連町	名寄市	現行納付額	合併後	合併後納付額	差 額
*****		5号	592,000	4号	480,000	-112,000
*****	4号					
*****		9号	110,000	9号	60,000	-50,000
*****	9号					

-162,000

合併後の納付額、差額は名寄市の税率に合わせた場合として

国保税

(単位:円)

	風連町(現行)			名寄市(現行)			風連町(名寄市に合わせた場合)			名寄市(風連町に合わせた場合)		
	基礎額	税率	算定額	基礎額	税率	算定額	基礎額	税率	算定額	基礎額	税率	算定額
所得割	1,334,845,666	8.20%	109,457,345	3,562,313,406	9%	320,608,207	1,334,845,666	9%	120,136,110	3,562,313,406	8.20%	292,109,699
資産割	46,019,095	71%	32,673,557	154,144,611	15%	23,121,692	46,019,095	15%	6,902,864	154,144,611	71%	109,442,674
均等割	2,613	27,000	70,551,000	7,921	23,000	182,183,000	2,613	23,000	60,099,000	7,921	27,000	213,867,000
平等割	1,076	29,000	31,204,000	4,405	28,000	123,340,000	1,076	28,000	30,128,000	4,405	29,000	127,745,000
算出額計			243,885,902			649,252,898			217,265,974			743,164,373

-26,619,928

93,911,475

実際の調定額は上記額より法定軽減分(2割、5割、7割)と
限度超過分が切り捨てられるので一致しない。

実際の調定額の推計

名寄市に合わせた場合の風連町の推計

賦課総額	217,265,974
月割り増減	4,842,920
法定軽減額	24,370,500
限度超過	17,316,981
調定額(推計)	180,421,413

平成16年度当初調定額との差

-24,889,087円

風連町に合わせた場合の名寄市の推計

賦課総額	743,164,373
月割り増減	19,741,908
法定軽減額	94,346,700
限度超過	53,708,810
調定額(推計)	614,850,771

平成16年度当初調定額との差

89,766,971円

支払準備基金の状況

	平成15年度末	世帯数	世帯当り	被保数	一人当り
風連町	112,844,000円	1,076世帯	104,874円	2,613人	43,186円
名寄市	377,005,000円	4,405世帯	85,586円	7,921人	47,596円

前頁のように名寄市に合わせる場合、風連町にあわせる場合いずれも変動額が大きくなり、医療費の支払を目的とした国保税の決定のあり方から外れることとなります。さらに、国保税の場合は各所得階層、家族構成、資産の有無等により増減が違うので各ケースを細かく試算して税率を決定する必要があります。実際に、風連町が名寄市に合わせた場合でも資産割のない世帯や所得の額により、総体の積算額では減少するが増加する世帯も出てきます。

幹事会としては、合併した年度(平成17年度)は課税が終了しているので現行のままとし、

さらに、翌年度(平成18年度)も引き続き旧市町の税率で行くこととし、合併後速やかに運営協議会を設置し、両市町合計の医療費推計を基に税率を改めて決定することとするのが被保険者の負担の変化も少ないと考えます。

両市町に相違のある任意給付については総体的に名寄市が高水準のため、給付を高水準(名寄市)にあわせても対象者は少なく、支出増となる額はわずかです。従って、任意給付(各種検診の助成、葬祭費等)は両市町の制度の高いほうを採用することとしてはどうかと考えます。